

教育厚生委員会会議録

日時 平成19年6月25日(月) 開会時間 午前10時 7分
閉会時間 午後 3時38分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫
副委員長 石井 脩徳
委員 臼井 成夫 大沢 軍治 望月 清賢 樋口 雄一
進藤 純世 中込 博文 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 井上 一男 教育長 廣瀬 孝嘉 教育次長 佐藤 安紀
理事 樽林 信昭 次長(総務課長事務取扱) 広瀬 猛
福利給与課長 飯窪 巧 学校施設課長 都築 敏雄 義務教育課長 杉原 廣
高校教育課長 滝田 武彦 新しい学校づくり推進室長 山本 正彦
社会教育課長 今村 孝男 スポーツ健康課長 今井三千雄
学術文化財課長 竹井 保久 県史編さん室長 飯室 司

福祉保健部長 中澤 正史 福祉保健部理事 横山 祥子
福祉保健部次長 藤原 一治 福祉保健部次長 鶴田 建次 福祉保健部参事 広瀬康男
福祉保健総務課長 広瀬 充 監査指導室長 清水 郁也 長寿社会課長 三枝幹男
国保援護課長 杉田 雄二 児童家庭課長 宮島 茂 障害福祉課長 山本 一
医務課長 福富 茂 衛生薬務課長 水谷 均
健康増進課総括課長補佐 中田 久

議題 第69号 山梨県医師修学資金貸与条例制定の件

第73号 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例制定の件

第84号 山梨県立博物館設置及び管理条例中改正の件

第87号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

第93号 動産購入の件

請願 19-3号 ウイルス性肝炎対策の推進を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時7分から11時58分までと、休憩をはさみ午後1時13分から午後1時59分まで教育委員会関係の審査を行い、休憩をはさみ午後2時19分から午後3時38分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育厚生委員関係

第73号 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例制定の件

質疑

大沢委員 趣旨は理解できる。美術館とか文学館では全国的に同じような制度を導入していると思うので、何処かを参考にしていると思うが、この制度の導入により観覧が増えたのかどうか聞きたいのですが。

竹井学術文化財課長 手元に配付している説明資料の2頁に他県の状況として例が2つ載っています。群馬県におきましては、施設共通パスポート条例を平成13年4月から施行しています。5000円で文化施設等に限らず県有施設のパスポートとして使えるものです。金沢市の文化施設共通観覧券も平成15年に発行されています。また、千葉県においても発行されていて、パスポートを購入した方が、リピーターとして何回でも訪れるという傾向があると承知しています。ただ、これら先例県においては常設展のみであるので、企画展も何回でも自由に観覧できる本県の方が少し進んだ制度だと考えております。

樋口委員 いいことだと思いましたが、所管のところでは質問しようかと思いましたが、企画展も観覧できるということで、これが他県に類を見ないということであるから非常にアピール出来る場所だと思う。これから出来る限り先のこういうスケジュールで企画展をしますと言うことをアピールすることがミュージアム観覧券の購入意欲をかき立てるために大切であると思うが、その辺はどう考えていますか。

竹井学術文化財課長 各館の企画展等につきましては、当初予算、あるいは準備費を今回の予算で要求させてもらっているが、早い機会に広報や各館のホームページで情報を開示していきたい。また、特に「ふれあい」やラジオスポット等を活用して広報に努めていきたいと考えております。

樋口議員 NHK大河ドラマ「風林火山」の放映、風林火山博等で非常に多くの方が訪れていますから、これは公布の日から施行するとありますので、是非、今年の機会を大きく利用して、県民は勿論、県外の方々にも購入いただけるように様々な工夫をしていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第84号 山梨県立博物館設置及び管理条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 8 7 号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

石井委員

所管事項等を含めた中でと考えていましたが、ただ今説明いただいた教育指導費に小中学校適正化に向けた予算が計上されています。今、小中学校の適正化に向けて各地で小中学校の統廃合が進められています。私の住んでいる上野原市においても、これらの統廃合が進められている中、本県においても昨年度、小中学校の適正化検討委員会が開かれたようでございます。そういった中で上野原市が来年の20年度に向けて桐原と西原中学校を含めた中学校の統合等が進められていますが、これがどう変わっていくのかということの中で予算計上がされていると思いますが、確かな足取りを歩むために予算計上されたと受け止めておりますけれども、これらについて伺いたいと思います。

杉原義務教育課長

ご存じのように少子化が進んでいるわけですが、子ども達の数が年々減ってきていて、平成18年度で小学校が、52,016人だったものが平成24年度には、45,611人になることが予想されています。6,405人減少することになります。平成18年度、中学校では25,861人が、平成24年度には、25,203人になることが予想されており、658人減少することになります。こうしたことに伴って、各学年での一クラス化、単級化というものが進むとともに、複式学級が増加するものと考えています。また、お尋ねの上野原市の西原中学校は、今年13名でしたが23年度には6名の見込みになります。桐原中は今年35名のものが23年度には21名となる見込みであります。このため1クラスの人数が10名を割ってしまう現状があります。こうしたことは県下の他の地域でも起こっている現象であります。

石井委員

ありがとうございました。こういった少子化問題は大きな社会問題でもあると思います。過日の一般質問でも触れましたが、国を挙げて取り組まなければならない問題であると思います。上野原地域においても、西原地域が生き残れるかという状況下にあります。統廃合されていくことの中で、子ども達に後を託す親の気持ちとしては、非常に寂しいものがある。公立の施設が無くなるということの中で非常に心配をされていると聞いています。こうして子ども達が減少する中で環境を整えていくことも大切であると思います。また、子ども達や親の意見も耳に入っていると思いますが、そういった点で耳に入ったことに対してどのような対応を考えているのかお伺いします。

それからもう一点ですけれども、インターネット等で見ますと適正化が進める中で十分配慮されている訳でありますけど、学校区域の広域化に伴う通学路についてお伺いします。上野原では通学距離が非常に長くなっています。西原では通学距離が非常に長くなるということの中で、県道について一般質問をしましたが、親たちも登下校の際の事故の問題だとか、小中学校の適正

化によって部活が活発化されるわけですが、帰りの時間が心配されます。県でも道路の狭いところだとか解決に向けて取り組んでもらいたいと思っています。こうした点についても教育委員会から土木の方へ働きかけてもらいたいと思います。こういったことについても、これは所管事項になると思いますが、そのときでいいかな。

鈴木委員長 では、所管でよろしいですか。

石井委員 後程、所管で。

鈴木委員長 後でもう一度。それから、一問一答でありますので、よろしくお願い申し上げます。

大沢委員 新規事業の中で、教の5ページ、よい子が育つ家庭教育推進事業費の家庭教育推進事業、家庭教育向上プロジェクト事業と、次のページのスポーツ大好きキッズ育成事業費、この説明をもう一回お聞きしたい。

今村社会教育課長 ただいまのご質問の家庭教育推進事業についてご説明いたします。資料は教5ページをご覧くださいと思います。家庭教育向上プロジェクト事業ということで、子供たちの基本的なことから生活習慣の確立を図る必要があるということで、家庭の教育力向上につながる取り組みとしまして、そこにもありますような、山梨親学習プログラムというものを策定したいと思っています。親のための学習ということです。いろいろな機会をとらえまして、親が主体的に、あるいはいろんな会合等の中でも参加をしながら使えるような、あるいは学校等の中でもPTA等で使っていただけるようなそういった資料的なもの、あるいは子育てのために、年齢等に応じて可能な指導法といったものをプログラムとして策定したいと考えております。

今井スポーツ健康課長 スポーツ大好きキッズ育成事業費につきましては、子供たちにさまざまなスポーツが体験できる時間、空間、仲間づくりの場を提供するために、スポーツの楽しさを体感させ、子供のスポーツの才能を開発する契機として、小学校高学年を対象にいたしまして、総合運動部活動を創設するためモデル校を指定する中で実践・研究を行っていきこうという考え方で実施するものがあります。

(スポーツ大好きキッズ育成事業費)

大沢委員 どうもありがとうございました。実は、夕べ、ある会合へ行って、その場で放課後のスポーツについて親たちからさまざまな話が出た。その中で、今では学校は校門を閉めてしまうと。そうすると、例えば昔のように、一旦家へ帰ってまた学校へ遊びに来るということができなくなったと。授業が終わってからスポーツをやろうとしてもだれが教えるのか。先生方は教えてくれないというんですよね、何のスポーツにしても。考えてみたら、それぞれの人達が言うことが、「先生達だってスポーツをさせておいてけがでもしたら大変な責任だ。余りさわりたくない」という。そうすると、誰が教えるのか。先生が教えるのか。外部からボランティアでやってもらうのか。夕べ、たまたまこのような問題が出たもので、お答えいただければありがたいんですが。

今井スポーツ健康課長 この取り組みは、まず、学校が中心となって、学校の先生が指導していく態勢をとっていただきますけれども、小学校の先生ですので体育専門の先生がいるとは限りません。そうした場合には、外部の指導者を招聘する中で実践・研究を行っていくという、学校の先生、外部指導者両方からんだ方法でやっていく考えであります。

大沢委員 モデル校を選定するようですが、是非成功してもらいたい。このくらいの予算で実施してみて、成果があったと、確かに先生方がやってくれたと、問題が起きなかったと。特に最近父兄から問題が出るがそういうことをクリアできるような形が作られて、それが全国的に広がってくれば、子ども達の非行も出ないだろうし、スポーツをさせることが一番いいことなので、良いモデルが出来るように、限られた予算の中ですけれどもお願いをしたいと思います。

進藤委員 今のスポーツのことに関連しますが、今説明を伺うと、空間を与えたり、いろいろなスポーツに親しませるという目的のようですが、小学生のころからスポーツをしっかりとやるということは、心身ともに鍛えるという面で大事なことである。以前は、小学校にもドッジボールとかミニバスケットなどいろいろな部があって、学校対抗などもあって放課後のスポーツが随分盛んだったわけですが、今はこういうことをとくにとりあげなければならないような状態にあるのか、企画の趣旨をお伺いしたい。

今井スポーツ健康課長 最近、子供達の間でスポーツをする子としない子の二極化に分かれているということが言われています。スポーツ少年団に入ってサッカー、ミニバスケットとかバレーボールをやっている子はスポーツをやっていますけれども、やらない子どもは家に帰ってパソコンでゲームをやっている、そういう子供達がいるわけです。このスポーツをやらない子供達を何とか外へ連れ出して、体を動かす楽しさを体験させようという考え方から、今回、この事業を計画しました。

進藤委員 ほんとうにそうだと思います。二極化がすごく進んでスポーツをやる子はすごくスポーツをやるが、やらない子は時間をもてあましてゲームばかりやるとか、体を動かすことが本当に少なくなっています。それから放課後児童クラブということで、小学校3年生までは親が勤めている家庭の子どもは、預かってもらって何らかの手作業をしたり、運動をなされていますが、高学年の児童の扱いは、今言われた二極化の間に挟まれている子ども達、そういう面からも、スポーツの楽しさで喜びをもたせてやることは大切な活動だと思います。今からモデル的に行うという話ですが、スポーツは友人関係とか人間関係を作る上でも非常に大切なので、是非力を入れてやっていただきたい。お考えがございましたらお願いします。

今井スポーツ健康課長 子ども達の身体能力が一番発達する時期が小学校高学年だそうです。この時期にスポーツをする楽しさを身につければ、生涯を通じた生涯スポーツに繋がるという考え方が私たちにあります。それと同時にスポーツをやらない子がスポーツをやると、自分も持っているスポーツの能力に気づく、さらに自分がどういうスポーツに向いているか体感できると考えています。いずれにしろ生涯スポーツの基礎をここで作りたいという考え方でこの事業を推進していきたいと思います。よろしくお願いします。

(甲府支援学校等施設整備費について)

樋口委員

教の2ですけれども、「かえで」のことであります。これは、先ほどのご説明で、ここの内容を見ましたら、車庫用地取得がありましたからバスも増やすのかなと思いましたが、そうではないご説明だったですけれども、車庫の土地に増築をするという説明でありましたでしょうか。

都築学校施設課長

バスは、これも当初の3台から5台というふうが増えております、実際必要ですので。当面は、新しい増築部分がどうしても面積的に必要ですので、今ある車庫も撤去、移転しないと新しい校舎が建てられないという状況ですので、そういった意味で新しいバスの車庫、今までは5台入れなかったわけですけれども、これもあわせて作り直しという形になりますけれども、移転したところに新しく高等部棟を増築したいという考えであります。

樋口委員

何年か前からこういう提案というか、提言をさせていただいて、そして実現していただいたことは評価しますけれども、100人が170人に7割増ですけれども、これは本県だけじゃなくて、全国的にそういう傾向なのかなと思います。5台のバスが今フル稼働しているように認識しておりますけれども、いずれまたそういう議論や、要望が保護者から挙がってきていると思いますけれども、今のところどうなんでしょうかね。5台という台数がそれで十分なのか。近々そういうことの検討が必要になるということですか。

山本新しい学校づくり推進室長

今回、かえで支援学校を整備するに当たりまして、当然、私ども、この先の生徒の推計というものをさせていただいておりますけれども、平成19年4月1日現在、167名という中で、平成22年がピークの171名程度と考えておりまして、以降は、ほぼ下り坂になるだろうと推計いたしておりますので、バスにつきましては、当面今の5台の中で対応できるものと考えております。

(ミュージアム甲斐・ネットワーク事業について)

樋口委員

よくわかりました。ありがとうございました。教の7ですけれども、ミュージアム甲斐・ネットワーク事業のご説明が先ほどありました。アートミュージアム・ネットワークの美術品の貸し出し等について、先ほど、条例の改正のところであったミュージアム観覧券が発行されることにもリンクされるんじゃないかと思いますが、具体的にこうなるよというような例がありましたら1点教えていただけますか。

竹井学術文化財課長

ミュージアム甲斐・ネットワーク事業につきましては、まずこの中で会議を設置いたしまして、特に学芸員等を中心に、今後、県内の巡回展を企画してまいりたいと考えております。その中には、仮にバルビゾン派、あるいはミレー等が入ったような、例えば県立美術館の名作品展といった企画展の開催も可能ではないか考えている。ただ、受ける側の県内の美術館につきましては、状況を拝見いたしましても、警備等に一部課題があると認識しております。その充実も必要ではないかと考えております。各館におきまして、概ね、1カ月前後ぐらいの会期で、今後、来年の3月までに2回ぐらいの巡回展を考えております。

(確かな学力ステップアップ事業について)

進藤委員

義務教育課のほうで、教の3ページですけれども、新規事業で確かな学力

ステップアップ事業費というのが盛られておりますが、全国学力・学習状況調査の結果を活用してということですが、その調査の結果を活用して、今年度、それをどのように研究していかれるのか伺いたいと思います。

杉原義務教育課長　ご存じのように、国で学力・学習状況調査を行いました。それに加えて、県でも独自に、理科、英語、社会等を含めた教育課程の実施状況調査を、抽出ですが行いまして、それらの結果をもとにして検証・改善支援チームをつくりまして、どこをどう学習を改善していけばよいのかということを検討して、年度内の子供たちに間に合うように、もし落ちている部分があれば、その部分を子供たちに学力をつけて送り出していこう、そうした取り組みであります。

進藤委員　年度内の子供たちに間に合うようにということですが、それは何月ごろまでか。

杉原義務教育課長　国の結果が9月に出ることになっておりますけれども、県が独自に実施したのについてはもう少し早い段階で結果が出てくるものと思っています。そうしたものを生かして学習改善をしまして、国の学力・学習状況調査は小学校6年と中学校3年で行うものですので、卒業までに間に合うようにそうした手当てができるように取り組みたいと思っております。

進藤委員　わかりました。

小越委員　引き続き、教育課程の確かな学力ステップアップ事業費のことで1点お伺いします。9月ごろ、学力テストの結果が返ってくると今ご答弁がありましたけれども、どのような形で返ってくるのでしょうか。子供たち一人一人に答案が返ってくるのでしょうか。

杉原義務教育課長　子供たちには、何の教科がどのくらい点が取れていますよ、どういうところが力として落ちていますよというものが返ってくるのですが、私は答案までは返ってこないと承知しております。県の方へは、県全体の学力の結果が返ってくるということです。国のほうでは、国全体、県全体のものを把握しながら公表することになっております。

小越委員　個人には答案が返ってこなくて、あなたはここが弱い、ここを勉強してくださいということですが、先生方がそれを使って改善していくという中では、県へは県全体の資料が来るといことになりまして、例えば学校ごとですとか、クラスごとですとか、そういうようにここが弱い、それが出てくるのでしょうか。

杉原義務教育課長　そうしたものも県の方に戻ってきます。

小越委員　どのように生かすか、というのがいまひとつ見えてこないんですけれども、今採点をされている中で、記述式が多い中では、採点結果の中身を見ても、これはか×か、これは点数何点やったらいいか混乱しているようですね。そこを、答案用紙がなく、実際に先生方が授業をされていく中では、結果だけもらっても、何でこの子はこうなったのか、そして全体がどうしてこうなったかという全体がわからないと、どこにアプローチしていいかわからないかと思うんです。ほんとうは答案用紙全体が返ってくるのが一番いいかと

思うのですけれども。県は、市町村ごとの全体の状況集計というのが手に入るということですね。

杉原義務教育課長 そのとおりです。

小越委員 それで、私が心配するのは、それは学校の先生方が今後の子供たちの指導のために使うという立場で、是非、学校の先生止まりにさせていただきたいと思っているんです。県ごとの集計ということになりますと、47都道府県、どのような状況が公表されると思うんですけれども、山梨県全体の中で、甲府市、甲斐市、笛吹市、またその中の学校ごとというのは、それは先生方がこれからの授業に使うのであって、公表すべきではないと思うんですが、そこだけ確認させていただきたいんですけれども、県として市町村ごと、また学校ごとの公表はしないということによろしいですか。

杉原義務教育課長 県としては公表するような内容がありません。それは文科省のほうからもそのように通達が来ております。

(小中学校適正規模化支援事業費補助金について)

小越委員 ぜひそこは授業に生かされるようにしていただきたいと思います。もう一点、小中学校適正規模化支援事業費補助金のことについてお伺いします。まず、なぜ県がこの補助金を出すのか、お聞きします。

杉原義務教育課長 先程もお話ししましたように、少子化、高齢化に伴って、山間部、特に盆地の周辺部の学校で非常に少子化が進み、学校の小規模化が進んでおります。1クラス10人以下の学級となっている学校が多数あります。5人以下というような学校も十数校あります。そうしたときに、ほんとうに子供たちの学習環境はこれでよいのだろうかという、適正規模検討委員会はそうしたことから検討を始めたわけです。そうした中で、検討委員の中には、学識経験者、PTAの代表者、それから学校の校長先生方を交えた検討をする中で、やはり子供達にはクラス替えがあって、お互いに新しい仲間と出会いがあるような、そうした子供達に適正な環境を保障するために、もし話し合いを地域ごとにするのであれば、そこに補助金を出しますよ、そうしたことが趣旨であります。

小越委員 適正規模化の検討の報告書が出されました。その中にも、これは地域住民の理解と協力が必要と、児童生徒への配慮、それから通学区の広域化という問題が書かれています。これはあくまで市町村のお考えで、それと同時に住民の立場で進めるべきものであって、検討報告書が出たから県が補助金を出すというのは、統廃合ありきで進めていくというメッセージを強く感じるわけです。現に大月、上野原、そして甲府でもまたこの問題が再燃する中で、県が適正規模化、学習環境を整えるということは、こういう考え方があるというのわかりますけれども、これに沿って統廃合を進めるという立場で補助金を出していくという姿勢は、住民合意の形勢の中では、やはりこれは市町村との関係も含め、住民との関係も含めて、県がそれを進める立場は、統廃合ありきで進めてしまうという立場に立っていくのではないかと私は懸念します。それで、県が望ましい学校という中でも、このままいきますと、クラス替えができる学校がいい、それから20人程度がいいと言っていますと、ある市町村でいきますと、小学校は2つとか3つとか、中学校は1校あれば、それもその規模に当てはまらないというところが出てくるかもしれま

せん。そうすると、児童は、ものすごい距離を通学することになるんです。学校をつぶしてしまいますと、その地域のところが、今でも活性化が乏しい中で、もっと活性化されなくなってしまう。そういう中では、学校の施設は、地域ツールの拠点になりますので、そこは地域の皆さんと進めていくという立場を貫かねばならないと思います。なので、私は、ここに県として補助金を出すことは、かなりメッセージ性が今強くなっていると思うのです。ですので、ここについては、私は承認しかねます。

杉原義務教育課長　ご意見かということで承ったのですけれども、質問ということであれば、あくまでも私たちは子供の学習環境としての適正規模ということで結論を出して、そのために地域で話し合ってくださいということなので、初めに統廃合ありきということではありません。

それから、おっしゃるとおり、広域で子供たちを集めれば1校で済むではないかというようなお話がありますが、だからこそ、私たちが配慮していただきたいのは、先生が先程おっしゃった3点であると。そのところは十分配慮していただきたい、そういうことをお願いしているわけです。

小越委員　それであれば、わざわざ県が補助金を出さなくてもいいと思うんです。補助金を出すというのは、県として統廃合を進めろというメッセージを出しているからだと思うんです。200万という金額かもしれませんが、市町村から申請があればどんどん増えていくわけですよ。ということですよ。200万ですけども、1カ所当たり50万とか100万とか出ていくわけですよ。そうしますと、わずか200万といっても、やはり県として統廃合を進めろという強力なメッセージをここで、あらわしているわけです。であれば、それは住民合意と市町村の中で進めていくところに、強引に進めていくという姿勢があらわれていると私は思います。このところは、私は承認しかねますので反対したいと思います。

討論

小越委員　補正予算の教育委員会第10款教育費、教育総務費の小・中学校適正規模化支援事業費補助金200万について反対いたします。全国的にも、県が補助金を出すというのは大変珍しい事例だと聞いております。統廃合は地域の実情に応じて、各市町村の教育委員会、地域住民が進めるものであり、暗に統廃合を示唆しているメッセージ性が強いこの補助金については、私は反対いたします。

採決　起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(小中学校の統廃合について)

石井委員　先程、触れさせていただきましたが、適正化に向けての予算については、小越委員から反対の意見が出ましたけれども、私はある意味では、教育の機会均等ということで、県側でも市町村においても、子供の環境を適正化していくということは必要ではないかと考えて、県の配慮に対しまして私は、こ

の考え方は推進していただきたいと思います。

現在、少子・高齢化という中で、非常に子供が減少しておりますし、先程お話をいただきました推定される23年におきまして、非常に子供が少なくなっているということで懸念されるわけでございます。そうしたことから統廃合適正化が必要であると理解しております。先程も触れさせていただきましたが、子供の立場、あるいは親の立場から、どのような意見を県教委のほうでは聞いているのか、それについての対応をどう考えているかお伺いしたいと思っております。

杉原義務教育課長 保護者のほうからの心配としますれば、子供たちの通学距離が長くなることとか、新たに統合されたときに子供たちがいじめに遭うのではないかと、不登校になるのではないかと、そうした心配が出ているように聞いております。

石井委員 上野原地域は、30年に1町7村が合併しまして、旧村単位で言いますと、特に今回統合する予定になっております西原・柵原中学校でございますけれども、今課長さんがおっしゃるような道路の問題等が非常に心配されております。距離も長く、非常に急峻な傾斜地の中に道路が通っておりまして、県道とはいえ非常に狭い、事故があったときにどうするんだという親たちの心配もありますので、そういった心配を1日も早く解消できるよう県の努力もお願いしたいと思っております。また、これは土木関係ですけれども、そういった点で環境整備といったものを是非、整えていただけたらと思います。その辺はどのように。

杉原義務教育課長 現在でも山間部が多いので、遠い中学校では、8キロから12キロを通っている子供達も現にいますし、小学校では、最高20キロ近くを通っている子供もいると聞いております。こうした通学距離が長くなることに対する不安というのは確かにご家庭のほうであると思っておりますけれども、道路の整備等につきましても、私たち教育委員会が聞いたものについて土木部のほうにも伝えていきたいと思っております。

また、統合した場合は、子供達は、子供達なりの不安などもあり、先ほどスクールバスのお話がありましたが、スクールバスのため下校時間が限られてしまう、そうした不便さがあるということも子供たちは言っておりますが、新しい仲間との出会いもあってよかったというような声も聞いております。

石井委員 ありがとうございます。親たちが心配している中に、いじめや不登校の問題等もあり、これらのケアも十分配慮されていると理解しておりますが、これらについても県が指導的立場から、今後、積極的に取り組んでいただけたらということではないか。

杉原義務教育課長 現在でも統合が行われた場合には、教頭職を1人、1年間加配措置して、子供たちが新しい環境になれるようにという取り組みをしているわけですが、今後、さらにこうしたことが進む場合には、きめ細かな授業など、それから子供たちの心のケアも含めて、新たな教員の加配措置についても考えさせていただきたいと思っております。

石井委員 ありがとうございます。将来、地域にとりましても非常に大きい課題となっております。また、中には、こうした公共施設がなくなった場合、子供に託すことも非常に難しくなってくるということで、今回、中学といえども、

小学校にも当然関係してくることなので、どうか地域の特色、あるいは教育文化というものをできるだけ生かせる形を考えていただいて、統合には慎重にご指導賜りたいと思います。

鈴木委員長 答弁はよろしいでしょうか。

石井委員 はい。

(学校給食費の未納対応について)

中込委員 学校給食費の未納対応等について質問させていただきます。先日の新聞で、学校給食費の未納対応に苦悩されているという記事を見ました。また、本日、学校に理不尽な文句をつけるクレーム親の猛威という新聞記事を見ました。その一例としましては、運動会の組体操のピラミッドになぜ自分の子供が一番上に乗らないんだというクレームが1点。また、母親が朝起きられないので、学校で子供を起こしに来てくれという親がいるんだそうです。このような記事を見て、私は先生方のご苦勞をほんとうにお察し申し上げるとともに、今の世の中これでよいのかというのとてもすごい憤りを感じました。それで質問させていただきたいんですが、学校給食費の未納者は、山梨県では近年、増加しているかどうかということについて質問させていただきたいと思います。

今井スポーツ健康課長

近年増加しているかどうかということですが、この調査は、昨年17年度を対象に文部科学省が実施しておりまして、この1月に結果を公表しております。山梨県も全県的な調査はその機会に行ったのみでございまして、17年度の状況は把握しておりますが、その後の状況がつかめておりませんので、減少しているかどうかはつきりつかめておりません。しかしながら、たしか平成18年の3月に、笛吹市で未納対応、未納取扱いが全国的な話題になりました。これを契機に取り組みがされまして、各学校、行政とも取り組みを強化した関係で減ってきているという情報はつかんでおりますが、実際にどのくらい減ってきているかという情報はございません。申しわけございません。

中込委員 新聞の資料によりますと、年間未納額が、山梨県で、文科省の発表では、千数百万という、15年度だったでしょうか、昨年度でしょうか、そのくらい山梨県で未納があると聞いているんですが、これはご存じでしょうか。

今井スポーツ健康課長

この調査で山梨県の未納状況は、未納している生徒が612人。これは全対象生徒が8万149人の中の612人で、パーセントにすると0.8%でございまして、未納額は1,502万円でございます。

中込委員 未納者からの回収等を教育現場でやっておられると思うんですが、どんなようなことを具体的にやっておられるか教えていただければと思います。

今井スポーツ健康課長

学校では、学校長、教頭、それから担任教員、学校事務職員とが中心になりまして、電話・文書による督促、それから家庭訪問等を行っております。

中込委員

今お聞きしますと、現場ではそれぞれ苦労されていると思います。給食は教育の一環ということでもありますから、第一義的には、現場の先生方等が努力されるということであると思いますが、私はいろんな事例の中で、困難な事例に対して、これは地域の問題でもあるのかと思っています。また、未納、給食費を払わないということはもっと根は大きくて、義務を果たさないという社会風潮になっているというふうにもとらえるのであります。このような問題は、先生方に負担をかけるよりも、ご父兄の協力を得たり、あるいは法的な措置をとって、先生方にはできるだけ教育に専念していただいたらどうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

今井スポーツ健康課長

学校給食が学校教育の一環として行われている以上、他の教育にかかる経費の徴収と同様に、給食費の徴収をある程度学校の先生方をお願いしていかなければならないということをご理解していただけたらと思います。しかし、この未納に対して相当な時間、もしくは労力を割いているようなことがあった場合には、本来の学校の先生の教育活動に支障が生じるおそれが出てきます。こうしたことがないように、学校長は現状を的確に把握いたしまして、特定の者に過度な負担がかからないよう、PTAや市町村教育委員会等と連携を深めて適切な対応をとっていく必要があると考えております。

中込委員

私の子供が小・中学校のころを考えてみますと、生保等で払えないというような方は聞いたことがあるんですが、このような問題はあまりその当時、30年ぐらい前ですが、なかったように思います。近年、なぜこのような現象、先ほどの先生に対してのクレームも含めて、生起しているとお考えでしょうか。

今井スポーツ健康課長

この未納が生じている原因につきまして、経済的な問題以外の保護者としての責任感や規範意識が原因となっているものが全体の60%を超えているということが言われております。文科省の調査でもそのように数字が出ております。親の責任感の欠如というのでしょうか、そういったところに原因があるのではないかと思います。

中込委員

課長がおっしゃるように、親の責任感の欠如というのがあるとは思いますが、これは私の考えですが、私は40年前、ある学校のときに校長先生が来られまして、世の中の政治の形態で一番すばらしいのは、すばらしい為政者に支配された独裁社会だと。2番目は、哲人の集団による政治体制の社会。3番目は、今の我々がやっているような民主主義のみんなが議論しながらやっていく社会。そのとき私は、この民主主義社会は3番目かなと危惧した覚えが、40年前に思っているのですが、そして4番目は何かといったときに、全然だめな為政者に支配された一党独裁的な独裁国家だと言われました。もう一つもっと悪い社会体制があるんだとだれかに質問をされました。我々は理工学系の学生でしたから答えられる人がいなかったんです。そのときの猪木正道先生という京都大学の国際政治学者、その先生の言われたことで覚えているのは、3番目の民主主義社会が、みんな責任を果たさなくて言いたいことばかり言うようになって烏合の衆になった、そういう無秩序な社会になった、これが一番悪い政治形態だということを思い出すわけでありまして。最近の社会を見たときに、先ほどの親のクレーム等も新聞で読ませていただくときに、民主主義というものが正しく成長してきているのか、自分勝手

になっているのではないかと、最近私自身が危惧しているところであります。権利を主張する、これは民主主義国家でいいんですが、義務もしっかり果たさなければならないと私は思っているんです。みんなで議論するまではほんとうに自分の意見を戦わせていいと思うのですが、決めた後は、自分の意思に反しても、積極的にそれに従うという正しい民主主義を育てることが、学校教育から社会教育においてもこれからやっていかないと大変な時代が来るのかな、烏合の衆の社会になるのかなというのを危惧しているのですが、この点についてどのようなお考えを持っておられるかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

杉原義務教育課長 県では、平成14年度に心の教育プランというのを、小・中連携してやっていこうということで出したものがあります。その3つの心の1つが、正義を愛し、ルールやマナーを守ろうとする心。2番目に、自分を大切にし他者を思いやる心。3番目に、社会を自主的によりよくしようとする心。こうしたものを私たちの義務教育のベースに置いて心の教育をやっていこうということを平成14年度に定めたものです。現在、こうしたものは道德教育が中心になるかと思うのですが、そればかりでなく、学級づくりにおいても、みんなで決めたらきちんとみんなで守ろう、そうしたことをやっているわけです。

中込委員 学校ではそのように取り組まれているということで、是非よろしくお聞きしたいと思います。子供たちを指導する家庭の親御さん、あるいは社会の我々も今まで失ってきたそういう義務を果たすという責任感を持つということのをこれからやっていかなければならないと思いますが、社会教育課長さんはどのようにお考えでしょうか。

今村社会教育課長 社会教育という観点で事業を展開しております。基本的には、家庭の教育力の向上ですとか、子供たちが基本的な生活習慣を確立させていけるような、親たちがそれにどう対応していけばいいのか、そういった親を対象にした学習とか情報提供ですとか、そういったことも社会教育、人づくりということで社会教育関係の事業を展開してまいりたいと思います。具体的には、親がいろんな機会でも学習ができるようにということで、例えば保育園、幼稚園くらいの子供さんをお持ちのお父さんたちにも、父親に関するフォーラムというようなことで参加していただいて学習等を行いたい。それから、子育てについては、子育て支援事業ということで相談窓口、あるいは健康診断の中で、直接親に情報を提供というようなこともあります。子供を大切にするとか、子供は社会の宝だと言われていますが、一人一人のお父さん、お母さんにもそんなような気持ちを持っていただきたいということで社会教育の視点から取り組んで参ります。先ほど、補正のほうでも触れさせていただきました親学習プログラムを今年度は策定して、できるだけ早い時期につくり上げたいと思っております。その中でもこういったことを伝えられるようなことも入れていければと考えております。

中込委員 ありがとうございます。ぜひ執行部も教育の現場でそういう認識を持ちながらやっていただき、私も政治家として地域において地域の人たちと一緒に烏合の衆にならない社会をつくるように働いていきたいと思っておりますので活用していきたいし、また未納のご父兄がいれば、私もみずから行って説きたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。質問を終わります。ありがとうございます。

(教育改革関連三法について)

進藤委員

先日、教育関係の3法が参議院を通過いたしました。学校教育法、教員免許法、教育行政法の3つの法律が可決されたわけですが、その面である新聞紙上でも非常に課題が多いということが指摘されております。私も山梨の現場の教育をずっと進めてきた者の1人として、非常に興味もあり、また心配もするところでもあります。学校教育法の中で、特に我が国と郷土を愛する態度を養うということは、だれが考えても大事なことでありますが、その目標に向かって、小・中学校に、副校長と主幹の教諭と指導教諭を創設し、来年の4月から実施されるということで、一般の先生方にすれば、これがピラミッド型の教育施策になり、締めつけられるような、監視されていることが多いというようなことで、普通の先生方が萎縮してしまわないか、明るさがなくなってしまうのではないかと。そういうものが子供たちにも影響してしまうのではないかと。学校教育の中で誰もが一番望んでいることは、変化の激しいグローバルな社会の中で日本の国を発展的に担う力を持った子供たちを育成していくためにどうしたらいいかとみんなが考えた結果、いろいろな施策を行うわけですが、子供たちの伸び伸びした発想というか、想像力、明るさというようなものがもたなくなって将来、学校教育を終えていった子供たちが社会に巣立っていったときに、いろんな発想をし、自分の努力を重ねたりしながら、企業においては素晴らしい製品を開発していくとか、そういう面の想像力豊かな子供たちを大勢育てていてもらいたいという願いが強いわけです。したがって、教育現場で伸び伸びと子供たちが育てられるような環境をつくっていかねばいけないと強く思うわけです。こういうふうな中間管理職が増えていくと、その先生方は直接子供たちを教えるというようなところには行かないわけでしょうから、現場の先生方が仕事の面でも大変になるだろうし、予算面でも、人件費もたくさんかかるのではないかとこのようなことを感じます。

それから、免許法の更新ということで、10年ごとに免許を更新していくという大変な制度が設けられたわけですが、これは09年から始まりますが、30時間を超す講習を受けなければならない。先生方が講習を受けている間は子供たちを指導する時間がとれないわけですから、それに教員を措置して、講習会も受けられる、そういう体制づくりというものを予算化してやっていると、片手落ちの制度になってしまうのではないかと思います。ふだんでも、先生方は学級の子供たちの毎日起きるいろいろな問題と子供に対処しながら、しかも指導課程の研究、資料の作成とか、いろいろなことでほとんどの先生が家へ仕事を持ち帰ってやっているような現状があります。そういう中で、10年ごとに免許更新があるという精神的な圧力もかなりあるのではないかと感じます。今から行っていくわけですが、山梨県のよさというのは、今までもそうなんですが、教育行政と校長会も教頭会も組合の先生方も、一般の先生も、それぞれの立場で研究し、そして話し合いながら素晴らしい山梨県の子供を育てようということでやっていますから、そういう山梨教育のよさを持ち続けながら、教育改革の中で是非、山梨県の教育が素晴らしいものになっていくようにしていただきたいと思います。その点のことにつきまして、県のほうのお考えを伺いたいと思います。

佐藤教育次長

先ごろ教育3法が成立いたしましたところでございますけれども、その中で、副校長や主幹教諭などの設置について改正がなされたところであります。学校と申しますのは、校長を中心に組織的、機動的に取り組む必要があると考えております。その法律の中では、副校長や主幹教諭、指導教諭といった者

を設置することができるということで、選択性を残しております。副校長につきましては、校長から任された任務をみずからの権限で処理をすることができます。それから、主幹教諭につきましては、これは校長、教頭と教諭の間に位置づけられる職であります。校長や教頭などを補佐して、校長から任された職務の一部を取りまとめて整理するとともに、他の教諭も指導、指示する役割でございます。また、あわせて、教諭でございますので、子供達への授業も持つということでございます。今後、国におきましても、これらの職については、どのような給与のあり方が適切かということが引き続き検討されると聞いております。肩書というものは、一生懸命やっている者は慕われる、一方で、肩書に似合わない仕事をしている者は笑われるといったことが国会審議の中で、文部科学大臣も答弁しておりまして、決して肩書が、ご指摘の中間管理職ということだけをもちまして学校現場をかえって悪くするというにはならないのではないかなという議論がありましたこともご紹介させていただきたいと思っております。

それから、もう一点、免許法の改正のご質問がございましたけれども、これは時代の変遷に合った知識や技能を確認し、それを向上していただくために、10年に一度、資質、能力を刷新して、先生方に自信と誇りを持って教壇に立っていただくという趣旨のものでございます。また、これにつきましては、今後さまざまな、ここから発生いたします事務なんかもございますので、これについてどのような方法で法律的に事務を行うことができるのか、また学校現場の先生方が一定期間外されることとなりますので、そうしたときにどのような方法が望ましいのかというようなことは引き続き議論されていくことになっておりますので、そういった動きも見ながら、県としても最善の方法をしていきたいと考えております。

進藤委員

まだ今から始まることですが、初めが肝心で、教育委員会、校長、教頭、それから職員というのがそれぞれの立場で山梨県のすばらしい子供を育てるんだという考えで力を発揮しお互いに意見を述べ合いながら、ノーマルな形で、あまり対立するような形になるとマイナス点が出てくると思いますので、法を解釈し法をつかさどっていくというのは人間ですから、みんなが気持ちよく伸び伸び自分を発揮できるような山梨県の教育をぜひつくっていただきたいと希望いたしまして、終わりにしたいと思います。よろしくお願いたします。

(放課後教育について)

大沢委員

進藤先生と逆の立場になりますけれども、先ほど、放課後の子供のことについて、それから親学習プログラムのことについて質問したんですが、所管のほうでこれをつなげるためにこの質問をさせていただきます。

まず、先ほどの話を聞くと、放課後教育というような言葉が出てくるのは、先生方とっても忙しいと思うんです。ところが、我々が子供のころとか、つい最近までは、放課後、子供と先生方が校庭で遊んでいる姿を見た。最近は全然そういう姿を見なくなった。だから、あえて放課後についてということが出てくるようになった。放課後教育の中で、小学校3年生までと3年生後のことについては、その対応が出ているんですが、保育園と幼稚園の違いと同じように、小学校は3年生までについては、福祉のほうで放課後児童クラブがあるんですね。それから、3年生後については、今度は教育委員会のほうで、放課後子ども教室をやるということになっておりますが、いずれにしても、福祉のほうであろうと、教育のほうであろうと、親御さんにとっては、最近は勤めている方が非常に多いので、少しでもそういう場所で子供た

ちが自由に遊べる、自由に勉強を教えてもらえるということで、遊べるほうが福祉で小学校3年生以下、勉強するほうが3年生以降の高学年の人たちの勉強ということなので、放課後子ども教室が最近あちこちで出てきております。親御さんにとっては非常にありがたいことだということで、そういうことに対しては、学校の先生でなくてほかの人が見ているという話を聞いております。この辺についてはどうなのか。それから、今言いましたように、子供さんの放課後子供プランの事例の中で評判がいいということを知っていますが、これについてまず聞きたいと思うが、いかがでしょうか。

今村社会教育課長 お尋ねの件につきまして、放課後子どもプランという事業が今年度よりスタートいたします。これは文部科学省が行います放課後子ども教室という事業と、今お話がありました福祉保健部、本県では児童家庭課所管になりますけれども、そちらのほうで行います放課後児童クラブ、通常、学童保育と呼んでおります。そうした2つの事業を連携、一体化していこうということで、基本的には、放課後の子供たちの居場所をつくったり、活動場所を確保したりということで、子供たちの健全育成を図っていこうというねらいで行っています。児童クラブのほうにつきましては、法令に基づく設置でございますので、年齢等も、概ね小学校3年生までということがございます。放課後子ども教室につきましては、すべての小学生が対象ということで、本県でも9月より各市町村のほうへ、昨年度から推進を図っていただきたいということで説明会を設けたりしながら、9月から実施していくところでございます。子供たちにとっては、直接的な指導は、放課後子ども教室のほうの場合には学校内、あるいは学校の近くの公民館、児童館等を活用してもらいますが、そちらのほうに指導員という方をお願いする、あるいはまた安全管理員を配置する。それから両方の事業をコーディネートするという事でコーディネーターも配置していただく。指導員の皆さんは、今お話にございましたとおり、学校の先生方ということでなくて、退職された元校長先生方、或いは地域に住んでいる大学生、それから教職員を退職された方、そういった皆さんを活用していただいて、学習等も含めた対応としてやるという方向でございます。子供たちの非常に活発な活動を穂坂小学校の例が新聞にも掲載されたところでございますけれども、そういうふうな地域で、地域の特色を生かした活動を行っております。

大沢委員 放課後の子どもプランという、先ほど言いました穂坂小学校の例が新聞に出ていたんですが、聞くところによると、いいものだと思うんです。教職員生活を終わっても子供たちをさらに教えていく。私は、これを推進してほしいと思います。私のところも、孫がちょうどその狭間にいる年齢です。おばあちゃんがどこかへ出かけるときは困るから、お願いするという事を検討しているんですが、いずれにしても、親たちが勤めをしている。それで帰りが、5時で終われるところはいいですけれども、5時以降になる、あるいは7時までになるという世情ですから、そういうふうな形が必要なんですが、先ほど言いましたように、かつてであれば、校庭で遊ぶ子供たち、それに先生も一緒に遊んでいる姿が今は無くなってしまった。しかも、校庭の門を閉めるということはかつては考えられなかった。例えば学校に何かあった場合に救急車が来れないじゃないか、消防車が入ってこれないじゃないか、門を閉めてはいけないよというのはかつての話だったんです。最近は、いろんな不審者が出てくるから、いろんなことを考えて門を閉めてしまう。子供が遊ぶこともできない。では、どこかに行くということになると、友達のところへ行ってゲームをするということで、戸外で子供のはしゃぐ声、笑う声がな

なくなっただけです。これは社会がいけないといえればそれまでかもしれないけれども、やはり教育現場で考えてほしいと思うんですが、今言いましたように先生方もお忙しいし、世情もこういうふうになっちゃったから、うっかり外で遊べない。最近学校から帰ってくる時になると、黄色いジャンパーを着たおじいちゃん、おばあちゃんたちが並んで、その間を子供たちが帰ってくる。我々の子供のころは、あちこちで道草をした。道草という言葉がもうなくなってきていると思うんです。ほんとうに決められた教育の中で決められた子供たちが育つという形になりつつあるので、ぜひこの辺で教育というものを考えていくには、親たちもそのことを考えるということで親が何か縛りが出てきたんだと思うんですが、そういうふうなことも考えて、いいことは、先ほど言いました、親にとって一番困っているものは何かということ、放課後のことが困っているからというのであれば、放課後の教育を何とかしよう。それについては、先生方のOBの人たちに手伝ってもらおうというふうないいことを進めてほしい。しかし、道草をしてもいいような環境をつくっていくというのも教育の1つの使命だと思うし、不審者をなくしていくというのも、教育現場から警察とか当局への働きかけもして何とかしていかねばならないと思うんですが、これは法律的な問題、国のほうの問題になるからですが、とにかく山梨では山梨教育らしいもの、今、進藤先生が言いました山梨教育というものは、何も先生だけではないんです。いわゆる地域もよくしていく山梨教育というものを進めていってほしいと思うんですが、教育長にその辺について伺いたいと思います。いいことは進めていくという山梨教育をお願いいたします。

廣瀬教育長

教育の使命は、人づくりだと思っております。将来を担う人材をどう育成するかということが教育の大きな使命だと思います。ここ数年、学校教育は大きな転換期にあると考えています。国においては教育基本法、県においては、全県一学区の入試改革、そういう中で特色ある学校づくり、あるいは中学校と高校の連携ということ働きかけております。中・高の連携を通して、さらに小・中・高一貫して子供を育てていく、人を育てていくという一貫した教育体制というものをぜひ構築していきたいと思っております。あわせて、大量な団塊世代の退職という問題があります。19年度というのは、いろんな意味で大きな節目なのかなと思っています。管理職の先生方に、校長研修会、あるいは教頭研修会の折に、これからの10年を意識した学校の基盤づくりというものをぜひ心がけてほしいという話をさせていただきました。いずれにしても、知・徳・体、三拍子そろった子供をどういうふう育てていくか。そして、学校だけがそれを担うということではなくて、家庭、地域、それぞれの役割をしっかりと認識しながら子供たちを育てていきたい、そういう環境をぜひつくっていきたくて考えております。ぜひ先生方にもご指導、ご協力をいただければと思います。よろしく申し上げます。

(休 憩)

小越委員

幾つか質問させていただきます。先ほどの放課後子どもプランに関連してまず質問させていただきます。放課後子どもプランの中で放課後教室というのを今年から、国は全小学校区で実施ということに、一応方針はなっているんです。山梨県でも200校ぐらい小学校があると思うんですけれども、現在、何カ所で行われているんでしょうか。基本的には、平日毎日やりなさいということですが、今年、毎日やっている個所は何カ所あるんでしょうか。

今村社会教育課長 現在、放課後子ども教室のほうですが、県内では38地域で、5カ所ほど、これからまた年度内に開始します。それから、毎日おこなっているというところは、今のところ確実に把握していません。

小越委員 いいです。たしか206校小学校がある中で、43カ所としても2割ちょっとだと思えます。国は全小中学校区でとにかく始めなさいというお話なんですけれども、基本的には毎日、平日の月曜日から金曜日まで、子供たちの安全と子供の居場所という立場でこの放課後子どもプランをつくられていくと思えますけれども、基本的に校内の全部の個所で平日やるというのはなかなか大変だと思えます。学校側は、安全面からも基本的に一旦、家に帰ってますよね。だけど、帰る子もいれば、残る子もいれば、学童保育に行く子もいる。そういう中で、学校の先生方は防犯上、子供の管理上、それから学校の校内を使うとなりますと、先生方の管理下にあるかと思えますけれども、その点は、教育委員会、義務教育課のほうとすれば、この問題についてどのような連携をされているのでしょうか。

杉原義務教育課長 現在のところは、まだ具体的な案というか、対策というのはとっておりません。

小越委員 やはり先生方の協力がないと進まないと思えます。市町村によっては、これは社会教育だから、現場の先生方はノータッチでいいということもあるかもしれませんが、保護者からしますとそういうわけにはいかないと思えます。先生方も、帰したのではなくて、学校に子供たちがいるとなりますと、気持ちも、責任の所在のあり方も含めて、大変あいまいなままに進んでしまうと思えます。こういう中では、県教委が指導的役割を果たして、社会教育、それから義務教育、先生方の、教頭先生、生活指導主事の先生も含めて、もっとしっかり連携しないと、全小中学校区でできないと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

今村社会教育課長 原則、すべての小中学校区で教室等を活用して、地域の皆さんのお力をお借りしながらということになっております。そういう方向で今後とも進めていきます。今年度は初年度ということもありまして、説明会等をさせていただき、市町村の方にもご理解いただく形をとってまいりました。結果的に数としては、今年度は先ほど申し上げたとおりの個所にやっていただいております。学校の先生方の方にも、これから立ち上げます県の推進委員会にも、校長先生方の皆さん、それから教頭先生方の皆さんにおいでいただく。それから、市町村のほうにも、放課後子どもプランの推進、運営のための運営委員会を設置していただくことになっております。そちらにも説明会を通しまして同じような形で学校の先生方にも協力いただけるようなことで、そうした配慮をして運営をしていきます。その中で、具体的により良い方法を探っていきたいと思っております。

小越委員 義務教育課とすればどういう立場か、この後、是非お伺いしたいんですけれども、基本的にはボランティア、それから学校のOBの方にやっていただくことになっていきますよね。かなり安いお金でお願いしています。少し上乘せがあったというのは聞いているんですけれども、時間給にすれば、500円とか300円とか400円という非常に少ない金額で指導員をしたり、安全管理をしていただくことになっていきます。誰にそれをやっていただくかと

私は心配しています。と同時に、そこでもし事故があった場合、500円の時間給の人が責任をとりなさいということはなかなか大変だと思うんです。これについて、県としてボランティアではなく、しっかりした正規職員、臨時職員というか、市町村が雇うという立場で上乗せをすることをお願いしたいんですけども、その前にまず1点、義務教育課として、この話をどの程度学校現場の中で話がされて、これから連携していこうと思っているのか、まずご見解を伺います。

杉原義務教育課長 今のお話ですが、先程、体制が整っていないということでしたが、社教で立ち上げた子どもプラン検討委員会にはもちろん委員に入っておりまして、これからの放課後の子供の活動のあり方について考えていきたいと思っております。

小越委員 学校の先生が一番苦勞されると思うんです。今日はこの子は帰るのか、この子は学童保育に行くのか、この子は放課後プランに残るのかというのは、誰も全然チェックすることがなく、自由に子供たちが学校内を出入りしているわけです。5時になったから帰りなさいと言っても、そこにいと。だれが責任を負うのか。親からすると、今日、何処に行ってるのかわからないとなると学校に電話しますよね。学校の先生は、私は知りませんというわけにいかないと思うんです。そうなりますと、社会教育と義務教育の中でしっかり綿密に連絡をして、現場の先生方にもわかっていただいて、そしてボランティアの方とどう連携をしていくかということを決めてやらないと。平日にやっているところは何力所もないと思うんです。今、やっているのが20%ですよ。そのうち月から金まで毎日やっているというのは、きっと数えるぐらいしかないと思うんです。そういうところでハードルが高くなっているんですけども、そこは県としてしっかり全市町村を把握して、上乗せもできるようにしていただきたいと思っておりますけれども、補助金というか、県としての上乗せ分、嘱託の方にお金をもう少し出すとか、職員の待遇をよくするとか、その点、ご検討はありますか。

今村社会教育課長 まず、学校の協力をということで、先ほどもご指摘のあった推進委員会、各市町村運営委員会、それから市町村に同事業をコーディネートするコーディネーターというような皆さんにもお願いしてあります。そういう会議、あるいは研修等もこれから行うということを検討しておりますので、その中でまた調査研究、推進のために方向性を探していきたいと思っております。

それから、補助金の件ですけれども、非常に安いというご指摘がありましたけれども、国と県と市町村がそれぞれ3分の1ずつの費用負担という形になっております。国から、当初から見ますとほぼ2倍程度の上限を設けるとい話がありまして、そちらも市町村にご説明申し上げまして、その中で対応していただくということをお願いしてあります。ただ、市町村と各地域の皆さんのご協力をいただく中で、お年寄りの皆さん、地区の皆さんのよい影響を受けて健全に育つようにという、ある意味、ボランティア的な要素もあるかなと思っております。ただ、補助金ということは今のところできないのではないかと認識しております。

(新たな高校入試制度について)

小越委員 ボランティアにやっていただくには、その日限りであればいいですけども、毎日やって、子供たちが事故に遭ったときにどうするかという管理責任を誰に問うかということになってきますので、これはボランティアに時間給

300円、500円をお願いしますという仕事ではないと私は思っています。それをしないと全小学校区へ広がっていかないと思うんです。そこは県として、少し国がお金を上乘せしましたけれども、それでもまだ誰がやるんでしょうかということだと思えます。県として、全小学校区へ広げるためにも是非イニシアチブをとっていただきたいと思えます。

2つ目に、高校入試について伺います。本会議でも質問があったんですけども、高校入試が終わってからアンケート調査を行いました。このアンケートによると、前期募集には65%が肯定的だったと書いてあるんですけども、このアンケートは、前期募集についての設問です。今度の高校入試改革についてどう思うかというアンケートがまだないんですけども、その点はいかがでしょう。

山本新しい学校づくり推進室長

総合選抜を廃止することにつきましては、平成17年6月に出されました第10次入選審で答申をいただいたわけでございますけれども、10次入選審を実施するに当たって、平成16年9月に、通学区域に対するアンケート調査というものを実施いたしました。この結果、通学区域を設けないことに賛成の意見が42.3%、廃止すべきだというのが27%、あわせて7割近い人たちが小学区というものに対して否定的な回答をされ、廃止すべきだという答えが出ております。こういったものを踏まえて、10次入選審において総選廃止、全県一学区を導入するというところで入試制度改革を行ったわけでございます。今回の入試は、前期・後期募集するというものは、当然、そうした総選を廃止し、全県一学区というものを前提にした制度でございますので、私どもは今回のアンケート等については、改めて全県1学区がいいか悪いかということは当然のものと認識しておりましたので、それについては改めて調査するということは考えておりませんでした。

小越委員

それでは、ご所見を伺います。今回の高校入試改革については、これは前期募集の結果の考え方が載っているんですけども、全体の今度の改革についてのご所見というのはあるんでしょうか。よかったとか悪かったとか、肯定、否定がありましたら伺います。

山本新しい学校づくり推進室長

今回の結果を踏まえまして、先程、65%ということでありましたけれども、生徒で言えば75%、実際に入試を体験した生徒の4人のうち3人がこの制度について肯定的だったということ。また、入選審で課題とされた特定校への極端な集中ですとか、過度な競争というものは見られなかったということ。さらに、入試事務が特段の問題なく順調に執行された、これらのことを考え合わせますと、今回の入試改革によって、受験機会の複数化、複数の評価尺度による選抜、特色ある学校づくり、この3つの柱を改善の視点として導入した新入試制度は、初年度としては円滑な実施ができたものと私どもは総括をいたしております。ただ、当然、初めての制度でありますから、学校現場の多忙化ですとか、また前期合格者に対する指導、支援、こういった点についていくつかの課題があったということは承知いたしております、それに向けては当然改善を進めていくというのが今の考え方です。

小越委員

特定校に集中がなかった、特段の問題はなかったというお話だったんですけども、総選廃止、全県一学区は前提というお話があったんですけども、それは入試をする前の話ですよ。実際やってみてどうだったかというアン

ケートをぜひとるべきではないかと思うんです。周知はしなかったというんですけれども、例えば甲府市旧総選の学区外からの割合、今までに比べるとどの程度増えたんでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

私どもは、全県一学区になったわけでございますから、新入試制度によってどの程度の生徒の移動があったかということについては、当然注目をいたしておりますけれども、学校基本調査が5月1日現在で実施されておまして、その最終的な数値が固まっておられません。その結果も踏まえて最終的な集計・分析をする予定でございます。7月には学校基本調査の数字が固まりますので、それをもとに最終的なものが出せるかと思っております。全県1学区になり、学区という枠が取り払われましたから、いろんなりスクがあったということは当然でありますけれども、今日のこの時点では、傾向を含めた数字については申し上げる段階にございません。

小越委員

私も幾つかの高校にお伺いしたんですけれども、前は学区外から来るには少しハードルがあったので5%程度だったけれども、今度は20%だと。中には50%近いところが旧学区外から来たという高校もありました。特定校への集中はなかったと言うんですけれども、結局ふたをあけてみれば、後期は安全なところに行ったというのを含めると、学区外から特定の高校に、いわゆる序列化がこれから進んでいくんじゃないかと私は思っているんです。例えば、今までは旧総選の学区内に行っていた子供たちがどこに行ったのか、そういうところも含めて調査をするべきだと思うんです。とりわけ、今年、私立へ多くが併願しました。私立の受験日がものすごく大変になりました。私立に行きたくてもお金の問題で行けないというお子さんもいらっしゃいます。その方がどうなったのかも含めて、全体の流れを調査するべきだと思うんですけれども、その点も含めて調査されるおつもりでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

当然にやる予定でございます。

小越委員

それともう一つ、中学校の現場の先生方の声をぜひ聞いていただきたいと思っております。中学校の先生方、本会議でもありましたけれども、前期と後期の書類をつくるのにものすごい時間がかかっております。学校ごとに違いますのでとても大変です。それと同時に、私立の併願がその間に入ってきます。私立の併願で受かった子、受からない子、次、前期どうするか。先生方はそのほかに授業も持っています。3年生以外の授業を持っていらっしゃる先生がたくさんいらっしゃいます。残業、残業でお正月はなかったというくらいに残業されておりました。先生方へのアンケート調査をしていただきたいのと、先生方の労働条件の問題と同時に、学校の現場からすると、今度の入試改革がどうだったのか、それもぜひ聞いていただきたいと思っております。そして、3学期になりますと、片や受かった子、落ちた子、私立に行った子、行かない子と、1、2、3月は授業にならないんです。一番大事な中学校のまとめのときに、中には高校から、前期で合格した方に課題が与えられる。とんでもないと中学校の校長先生はおっしゃっていました。まだ中学校を卒業していないのに、なぜ高校から課題が来るのか。中学校の最後の3カ月間を大事に思い出深く子供たちが育っていくためにも、それはやめさせるべきじゃないかと私も思います。中学校現場での先生方、そこにもアンケートが必要だと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。それと、

高校からの課題は出さないでいただきたいと思うんですけれども、その点もお願いします。

山本新しい学校づくり推進室長

まず、ご質問の前に、何故、今回の入試改革を39年ぶりにやったのか、そのことから申し上げますけれども、生徒の減少期にあって、これまでの総選制度というものを持っている県は全国的にあと2つしかありません。私も、総選という枠の中で、この程度勉強していればこの高校に入れるという時代はもう過ぎていると考えております。それが第10次入選審におきまして、自分の行きたい学校に希望を持っていく、全国の趨勢もそういった制度になっている中で本県も遅ればせながら、総選廃止、全県一学区というものに入ったわけでございます。そして、先ほど申したとおり、生徒の極めて高い評価をいただいたという点を改めて申し上げた上でご質問に入るわけですが、中学校現場の声につきましては、山梨県には小・中学校校長会という組織がございまして、すべての小・中学校の校長先生方が参加している会でございます。そちらですべての中学校におけるアンケート調査というものが実施され、その内容について私どものほうに報告をいただいております。中学校現場の声につきましては、そのアンケートの結果を十分踏まえて、今後、改善等に努めてまいりたいと考えておりますので、改めて中学校の先生方に、今回の入試についてのアンケートをとる予定はございません。

それから、前期合格者への課題提出の件につきましては、高校教育課長からお答えします。

滝田高校教育課長 調査した結果、課題については、複数の学校から前期の高校生に課題が出ていることがわかっております。その課題については、あくまでも高等学校では、前期に合格した生徒、それから前期不合格になって後期を目指す生徒、それぞれの生徒に学習目標を持ってもらいたいということから、前期に合格しても手を抜かずには是非、学習に励んでほしいという気持ちであったと聞いております。特に中学校現場に混乱を招くということを考えて出したものではないということです。また、課題のあり方、内容についても検討して誤解のないよう努めていきたいと思っております。

小越委員

総選を39年ぶりに廃止したと言うんですけれども、子供にとってみれば初めてのことで、長い歴史の中でも、子供たちにとってみればその場が初めての入試です。それを変わったから今回はしようがありませんでは、保護者にとっても説明にならないと思うんです。今回、大幅に変わった中で、子供たちは、少なからず大きなプレッシャーを感じて、先生方も、この子はここに行けるかどうか、前は行けたかもしれないけど行けないんじゃないかと大変な苦勞をされました。そして、結果的に、行きたかったけれども行けなかった、押し出されたというお子さんも沢山いらっしゃると思うんです。それは事実だと私は思います。そこをしっかりと踏まえないと、39年前と比べて今は時代が違うからと言われたのでは、ここから何も改善は出てこないと思うんです。前期募集だけではなくて、今度の入試制度そのものがどうかということもしっかり総括しないと、次の改善点が出てこないんです。それが前提ありきでいきますと、根本的なところが見えてこなくなってくると思いますので、私はアンケートをしっかりとってもらいたいと思います。

それから、高校の課題のことですけれども、それは中学校の先生が、中学校生活の最後どう過ごすのかという立場から課題を与えるのが筋だと思うんです。中学校の生徒でありますから、高校の先生から課題を与えるのは逆

転ではないでしょうか。中学校の現場の先生方はそれだけ大変なんです。前期の落ちた子と後期に行く子と。みんな同じ気持ちで卒業させたいという、そこを中学校の先生方にご指導いただくということで、義務教育課に譲るべきであって、高校から勉強してもらわないと後についてこれないからって、それは違うと私は思っています。高校入試については、今年、1回目でしたけれども、来年、再来年、またどんどん変わっていきます。制度は変わらなくても、だんだん固定化していくのではないかと危惧しております。塾の方、先生方の中には、競争が激化したとおっしゃっています。その中では、来年、再来年、この結果を踏まえて改善するというので毎回検証するべきだと思うんですけども、その点について、最後お伺いします。

山本新しい学校づくり推進室長

私も、今回の入試が完璧なものとは思っておりませんし、ご指摘のあったさまざまな点については、生徒、保護者、中学校現場、高校現場、また、それぞれの関係者の意見を伺う中で、改善すべきものは改善していくということは当然であります。例えば、既に前期で落ちた生徒の精神的なケアを考慮いたしまして、前期の発表から後期の出願までの期間を4日間伸ばして16日間としました。これは、私どもが承知している限りでは、全国で一番長い期間を設けております。また、中学校現場の多忙化に対しましては、書類はできるだけ必要最小限にしていくですとか、願書については、それぞれの中学校が全部の高校に行くのは大変ですから、1つの場所で全県一括して、中学校がそこに持っていくという形で先生方の負担を改善するとか、書類を入手する方法は、すべてインターネットでダウンロードできるようにするとか、さまざまな改善を今検討しておりまして、来年度に向けて、可能な限りそうした改善をしていくつもりでございます。初年度の入試が終わりましたので、これでよしというわけではございません。今後とも、改善すべき点は当然改善していくということをお願いしておきたいと存じます。

(30人学級を基本とする少人数教育について)

小越委員

ぜひ改善をお願いしたいと思います。

次に、30人学級についてお伺いします。本会議でもお伺いしたんですけども、小学校1、2年生の30人学級は原則実施されているんですけども、1クラスの場合は30人学級になっていなくて、加配が来ています。こういう学校は、今年度、小学校で何校あるのでしょうか。

杉原義務教育課長

小学校1年生で20校、2年生でも20校です。

小越委員

昨年で行きますと、例えば40人のクラスというのもありましたね。今年も多分あると思うんです。単級で40人の子供たちは30人学級になりませんから、加配の先生と一緒に居るというんですけども、加配の先生がいるとしても、40人、39人というクラスは大変だと思うんです。加配の先生方は、週20時間勤務と聞いているんですけども、勤務の時間は何時から何時までとなっているのでしょうか。

杉原義務教育課長

それは各学校の勤務時間の割り振りによります。

小越委員

月曜日から金曜日まで、5で割ると1日4時間だと思うんです。そうすると、例えば8時50分から勤務しますと12時50分ぐらいですね。1時間目から4時間目前後だと思うんですけども、今、小学校1年生も2年生も

5時間目までやっているところが多いです。1週間のうちに2日とか3日とか、5時間目授業をやっています。5時間目授業は先生がいないんですね。と同時に、給食もない。掃除の人もいない。そして、一番大事なものは、打ち合わせの時間はどこでやっているのでしょうか。

杉原義務教育課長 そうは言っても、多少は早めに来ていただいていますし、また終わってすぐ帰るといふ方もなかなかいらっしやなくて、前後の時間であるとか、間の休み時間とか、そうした中で指導の打ち合わせをしていると把握しております。

小越委員 それは多分、サービス残業というんだと思うんです、20時間を超えてやっているわけですから。中には行事、運動会とか、外に出る遠足にはこの加配の先生はついていけないんですね。授業のときにしか加配が来ないんです。体育の時間に運動会の練習をして、その先生が2人TTでやっています。でも、基本的には、本番のときはその先生が来れないということなんですよ。先生方のやり繰りの中では、運動会のために来てもらって、次の日休みということもあると思うんですけれども、この20時間の加配という中では、教育のところでは先生方が子供達の確認をできないんです。加配をするのであれば、朝から先生が帰るまで、打ち合わせの時間も含めて加配の先生を雇うべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

杉原義務教育課長 先生と私の把握の仕方に多少、違いがあるようですが、1日になることはないが、午前中は行事であろうと何であろうと、ずっと来れることになっているというふうに把握しています。

小越委員 現場の先生が言うには、外には行けないと。運動会は授業中ではないということだめだと。その話はぜひ確認をしてください。

小学校1年生、2年生ですから、基本的に打ち合わせをし、先生に集中していただかないと困るんですね。その中でもう一人の先生をどこに配置して、どこの子供たちに手を差し伸べるかをかなり打ち合わせしないと、せっかくの効果が出てこないんです。TTを入れるのであれば、打ち合わせの時間をしっかり確保する。と同時に、担任の先生が連絡帳を書いたり、全体の採点をしたり、評価をつけたりしていくのは、40人、39人は大変なんです。ある学校では20人、21人というクラスもあるんですけれども、こちらの学校では40人を1人で見ている。これは保護者からしてもあまりに不公平です。このところは、今、20人、20人で40人ですか、先生方を増やせば、小学校1・2年生でも、すべてのところで30人学級を実現できるということによろしいですか。今年は、あと40人でできるということですか。

杉原義務教育課長 確かに先生がおっしゃるように、例えばおたより帳を書くであるとか、成績について話し合うとか、そうしたことが現時点では、新アクティブという非常勤の時間帯ではできないわけで、両方でできればいいと思うんですが、両方はできないといったときにどういうとり方をしていくかという中で生まれてきた1つのやり方だと思うんです。例えば東京都では、30人学級はあくまでやっておりません。それは2人の教員で子供たちを見たほうがいいというやり方をしております。また、先日の朝日新聞でも、TTのほうがいいというある学者の話もあります。考え方の分かれるところだと思うんですけれども、本県では、限られた中で、今のやり方をしているということです。

小越委員 実際のところ、小学校1年生の複数クラスの場合は、30人学級を選択するか、アクティブ加配を選択するかどちらかですね。でも、圧倒的に30人学級を選択している学校のほうが多いではありませんか。

杉原義務教育課長 そのとおりです。

小越委員 やはり現場は、正規の先生方を増やしてもらうのが一番だと思います。確かに課長さんがおっしゃるように、30人学級でなおかつ加配の先生が来るのが一番です。私もそうしてもらいたいと思います。でも、その前にまずやるのは、30人学級を小学校1年生、2年生でも、今のやり方では、何故うちはだめなのかと。こっちの学校は20人なのに、何故うちは39人なのかという、保護者にとっても、理解ができないやり方です。これは40人のできるのであれば、小学校1、2年生は、入門期で大事だといつもお話がありますので、最初にここで30人学級をやってもらいたいと思います。

もう一つ、30人学級を中学1年生に導入と新聞にありましたけれども、これはあくまで新聞報道ですので確認をしたいんですけども、次の30人学級の学年拡大は中学校1年生というお考えということですか。

杉原義務教育課長 本会議の議員の質問の中に、中学になると学習環境が変化して、子供たちのいじめや不登校等が増える、そうしたことがあるので、中学生も大事ではないかということがありましたので、中学の入門期の1年生まで含めて、30人学級を基本とする少人数学級をどの学年にどのような形で実現していくかということで本会議で教育長が答弁したものです。新聞記事はそれをあのような形で出したと把握しております。

小越委員 中学校も含めて是非やっていただきたいんですけども、中学校の場合、準備をしておかないと、今、特に都市部のところは9割ぐらいのところでは30人を超えていると思います。そうしますと、教室はどうなるのか、先生方は何人必要なのか、その辺の計画はどのようになっているのでしょうか。

広瀬次長 今、先生方は何人必要なのかということまでご質問をいただきましたので、定数の関係がございますから私のほうから答弁をさせていただきます。答弁の前に、少し重複いたしますけれども、先ほど義務教育課長が申しあげました本会議の質問で教育長が答弁している考え方から説明をさせていただきます。

まず、教育委員会といたしましては、今どの学年にどのような形で導入することが最も効果的であるかということの研究しております。中1の問題につきましては、ご質問に答える形で、30人学級編成を基本とする少人数教育の拡充については、中学校1年生の導入も含めてさまざまな面から検討し、実施する方向で、というご答弁をさせていただいております。この背景にありますのは、先ほどお話がありましたいわゆる中1ギャップという問題です。データ上からも、平成17年度の文部科学省の調査によりますと、例えば不登校に関しては、小学校6年生のときに比べて中学校1年生の不登校の率というのが約3倍になります。いじめについては、約3.6倍になります。こういう実態があります。そこで、全国の都道府県ではどの学年に導入している県が多いかという話ですけども、一番多いのは小学校1、2年生の導入で、41道府県あります。では、次にどの学年に導入している県が多いかと申しますと、中学校1年生です。中学校1年生に導入している県が30道府

県あります。ならば、中学校1年生にどのような学級編成で導入をしているかということの実態は、35人学級というのが13道県あります。それから、数字で言ってその次に多いのが、31から34人で4県、それから36人から39人が3県、30人というのは2県です。残りは実態に応じて実施しているということになります。こういう考え方がありますので、今教育委員会は、どの学年にどのような形態で、いわゆる30人学級を基本とする少人数教育というのを30人に限定せずに、今のような状態がありますので、研究を進めております。ならば、ご質問のどれくらいの先生が必要かというお話になりますけれども、あくまで試算であります。というのは、単純に今から申し上げる数字がそのまま純増で上乘せになるという意味ではありませんけれども、今の中学1年生の学級編成上で申し上げますと、例えば35人学級を導入した場合には、先生は約30人弱必要になります。それから、30人学級を導入した場合には、約70人弱の先生が必要になります。ただし、これに先生の平均単価を掛けたものが必要額になるかということ、単純にそうは参りませんで、今現在既に、それぞれ小・中においてきめ細かな指導とかをするためにいろんな先生を配置してございますので、総体の中で組み直しをする必要があります。組み直しの結果というのは今から研究しなければなりませんので、新聞記事にございますようなどれだけ増えるかということについては、今はまだ数字は持ち合わせておりません。

小越委員

先ほどもお話があったんですけれども、30人学級にして、今度、きめ細かな加配を切ってしまうと、不登校の対策には不登校の対策の先生方が必要だと思しますので、また困るんですよね。その先生が加配の分、きめ細かな指導をするための先生の加配はとっておき、なおかつ30人学級、35人程度学級にするためにはどのくらい必要かというのは、採用計画とも絡んでくると思うんです。となりますと、いつからこれが実施できるかとなりますと、1年とか1年半くらい前にしないと間に合わなくなってくるんです。と同時に、教室が足りなくなるような学校がないか心配なんですけれども、そういうことを踏まえると、どのくらいのときから始めようとお考えなのか、最後にそれをお伺いしたいと思います。

広瀬次長

具体的な導入見通しも含めて検討中でございます。

小越委員

子供たちは日々成長して1つずつ学年を進級していきます。30人といいますが、私も素人ですけれども、そんなに多くない人数かなと思います。始められるところからぜひ始めていただきたい。39人、40人という中学1年生のクラスは先生方も子供たちも本当に大変だと思うんです。できるところからすぐに始めていただきたいと思っています。同時に、施設整備のほうも、学校の教室が足りなくなるというようなことがないようにしていただきたいと思っています。

(放課後教育について)

今村社会教育課長 先程の小越委員からのご質問の開催日数の件でございます。今、手元の資料でわかる範囲で答えさせていただきます。38教室のうち、年間270日以上で開催という予定になっておりますのが2教室、220日以上で6教室、それから、109日以上で2教室という状況でございます。

(新たな高校入試制度について)

樋口委員

小越委員の高校入試の関係で1点だけお聞きします。かなりの議論の上に

成り立っている制度であり、今年、初めて導入したものでありますから、ぜひ検証と改善を進めていっていただいで、定着するものにしていただきたいと思っています。特にデータ、物差しを早くつくってほしい。先程もお話があり、去年も口を酸っぱくして議論したけれども、子供たちも初めてで先輩たちに聞けない、保護者も同じ、先生方も同じということで、偏差値なり、今年1年、来年、再来年をかけてデータをしっかり積み重ねていただいで、なるべく早く提供していただいで、その年その年の子供たちになるべく早く提供していただくということと、先ほどもお話が出ましたけれども、進路指導部隊の皆様方の事務を標準化し、軽減できる限り早く軽減していただきたい。インターネットで事務帳票類が出せるとか、標準の資料をつくるとか、そういうことのスピードアップを是非してほしいと思いますが、室長、いかがでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

ご指摘のとおり、今後ともさまざまな入試の情報提供、それから生徒への周知ということが極めて重要だと考えておりますので、私どもも積極的に、出せる資料は公開して参りたいと考えております。

また、2点目の事務軽減につきましても、今、中学側の校長代表10名、高校側の校長代表10名、また事務局の計25名で構成しております入試庁内検討委員会というものを設けまして、そういった課題について協議をいたしております、可能なことはできるだけ来年度に向けて実施していくという方向で作業を進めておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

樋口委員

入試を受ける子供たちも、保護者も、学校の先生も、何処の高校に行きたいんだけどどのくらいの力で行けるのかということが、学校が特色を出せば出すほど、その目的に進めば進むほどわかりづらくなる側面を持っていますので、情報公開というか、データの積み重ねをなるべく早く使えるようにしてほしいが、そのことはいかがですか。

山本新しい学校づくり推進室長

いわゆる偏差値的なデータということに関しましては、私どもとして出すことは難しいですけれども、今年度の入試の結果、各高校でどのような入試選抜が行われ、どういった生徒が適用されたのかといった具体的な発表できるデータにつきましては、できるだけ速やかに集計をし、公表してもらいたいと考えております。

樋口委員

偏差値的なデータという言い方は非常に言いにくいものですからそういう言い方になってしまいましたが、先ほど議論がありましたけれども、まさにそういったところまで、保護者たちも非常に心配が多いわけでございまして、そういうところまで議論を進めて、学校現場でも進路指導部隊の事務軽減、あるいは心理的な負担軽減にも十分配慮して、2年目、3年目の改善を進めていっていただきたいと思っております。

主な質疑等 福祉保健部関係

第69号 山梨県医師修学資金貸与条例制定の件

質疑

小越委員 2点確認をさせてください。「規則で定めるもの」とありますが、公立病院等、特定公立病院等の「等」の中には臨床研修病院、民間病院も含まれるのでしょうか。

福富医務課長 公立病院等の説明の中におきまして、公的医療機関の他に救急医療施設などを予定していると申し上げましたが、その中に県内の8つの臨床研修病院が含まれているので、対象となってくると考えていただきたいと思います。また、特定公立病院におきましても医師の確保が特に必要な病院といたしまして、災害拠点病院ですとか必要性が特に高いところを予定いたしております。さらに臨床研修医の不足が今回の医師不足の原因となっているという要素も考えまして、臨床研修病院も併せて対象としていきたいと考えております。

小越委員 この奨学金の他に他の奨学金を借りている場合も可能となるのでしょうか。

福富医務課長 条例上は特に定めておりませんが、これは運用上となるとと思いますが、基本的には他の奨学金との併用は認めないということで考えています。

小越委員 それから、この特定公立病院等、いくつか病院があると思いますが、あくまで選ぶのは学生さんであって、偏りが出てしまってもそれはそれでということでしょうか。

福富医務課長 今回の奨学金を創設するに当たりまして、先程、臨床研修病院の話がありましたが、特に、初め3年間県内で定着していただくことをポイントの一つとして置いておりまして、その中で借りやすさや定着しやすさという点では、こちらから勤務先まで指定することまでは考えておりません。ただ、今後、山梨大学等と連携していく中で、出来るだけバランスの良い配置となるように大学ともよく相談をして進めていきたいと考えております。

小越委員 先程の確認ですが、他の奨学金とは併用できないということですが、育英会の奨学金も認めないということですか。

福富医務課長 今回、5万円、13万円につきましては、授業料が月5万円くらいであろうということから設定をさせていただいておりまして、その目的からすれば、出来るだけ他の奨学金を利用されている方ではなくて、利用されていない方に利用していただきたいと考えておりまして、基本的には併用して給付することは考えておりません。

小越委員 多くの医学生さんが、山梨に残って或いは来ていただいて、長く県内で医療に従事していただきたいと思っております。

最後に、平成19年4月1日に遡って適用するとなりますと、この議案が通過したら直ぐに山梨大学などにお知らせして手続をして、4月1日からの分も貸与するという事でよろしいでしょうか。

福富医務課長 ご指摘のとおりでございます。条例が通過し成立後、直ぐに山梨大学のみではなく高校等を通じて県出身者を含めまして、出来るだけのところに通知、PRをして本年度から借りていただきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 8 7 号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

大沢委員 医務課の福13ページの臨床研修病院等連携事業費というのがありますが、よくわかりません。この臨床研修病院というのが、県下でどういう病院なのか、幾つかあったような記憶があるが、できれば名前を教えてください、221万3,000円はどのような事業を行っているのか、その辺を伺いたいと思います。

福富医務課長 県内には臨床研修病院が8つございます。県立中央病院、山梨大学医学部附属病院、甲府共立病院、社会保険山梨病院、白根徳洲会病院、市立甲府病院、山梨赤十字病院、山梨厚生病院でございます。これらの病院と、さらには医師会、保健所、それぞれ医師会も保健所も、診療所ですとか保健所では、臨床研修について一部研修内容を持っているものもございまして、それぞれが集まりまして、昨年11月に臨床研修病院等連絡協議会を立ち上げました。この協議会の中で、事業といたしまして大きく3つございます。1つは、まずそれぞれが持っている臨床研修プログラムがございますが、これをより魅力あるものにしていこうということで、連携して、協議しながらプログラムの内容を改善していくというのが大きなものの1つです。それから、2つ目といたしまして、臨床研修病院等合同説明会ということ。これは今年の7月に予定されておりますが、東京で来年卒業される医師の卵といいますか、学生を集めた説明会がございまして、そちらに山梨県として臨床研修病院と一緒に参加して学生を取り込んでいこうという取り組みをしております。もう一つが、臨床研修に山梨に来てもらうためには魅力ある指導医といいますか、臨床研修を教える方を育てていく必要もありますので、それにつきましても、臨床研修指導医のための講習会を開催していきたい。したがって、今申し上げたような事業に対して県として助成をいたしまして支援していくといった内容になっております。

進藤委員 福の16ページにあります感染症予防費の肝炎サポートネットワーク推進事業のことですが、私の住んでいる北杜市では肝炎が多いということで、ずっと以前から、よく保健師さんから、どうしてこんなに肝炎が多いのかということを知ったことがありました。そのころは、私たちも何の検査もなかったものですから、自分は大丈夫とみんな思っていたんですが、周りにそういう患者さんがとても増えてきているということで、最近になって国のほうでそういう制度ができたということでしょうか、健康診断でC型肝炎の検査をしてくれたことによって、C型肝炎をみんな持っていることがわかってきて驚いたわけです。そういうことで、非常にみんな慌てているというよ

うなことで、中には無関心の人もありまして困ったものだなと思っているところですが、新しい事業として肝炎のサポートネットワーク推進事業というのが行われるようですが、県として、県の患者数というんですか、感染症の肝炎の方はどのぐらいいるんでしょうか。現状を教えてくださいたいと思います。

中田健康増進課総括課長補佐

山梨県の肝炎の状況でありますけれども、平成17年に実施された肝炎ウイルスの検査によりますと、全受診者に対するC型肝炎ウイルスに感染している可能性の高い率は1.77%という数値でありました。この感染者の率は、全国平均が0.9%でありますので、全国に対して2倍という状況であります。受診者数は1万7,589名で、極めて高いとされている方が311人ということでありまして、これは平成17年度の実績であります。また、肝炎ウイルスに関連性が高いと言われております肝がんによる死亡率は、平成17年度で333人でありまして、人口10万人当たりの死亡率は、全国で7番目に高い状況であります。

進藤委員

全国と比べても非常に高いということに驚いているわけですが、もっと早く対策が立てられればよかったと思うんですが、今回、このサポートネットワーク推進事業ということで、肝炎治療の充実向上のために対策を立てているということですが、詳しくはどのような事業でしょうか、お願いします。

中田健康増進課総括課長補佐

肝炎サポートネットワーク推進事業でありますけれども、肝炎ウイルスに感染した人を早期に適切な医療に結びつけることが重要であります。この事業につきましては、まず、かかりつけ医と専門医療機関の連携等を図るための診療協議会を設置すること。それから検診受診率の向上や知識の普及を図るためにパンフレット等を作成し配付する。それから、市町村医療機関の連携によりまして、要支援者や患者に対するセミナーの開催ですとか、患者が通院する病院等を替えても、医師が情報を共有できる医療歴を記入した「肝炎手帳」というものを作成いたしまして、保健指導を行う支援体制を構築するというのがこの事業の内容でありまして、この事業の成果をモデル的に実施いたしまして、市町村に普及していくというものであります。

進藤委員

これは今年初めて行われるようですが、継続的に事業として実施していかれるのか、その見通しというんですか、計画はいかがでしょうか。

中田健康増進課総括課長補佐

先ほど申しましたとおり、診療協議会の設置、それから普及啓発活動につきましては引き続き実施することといたしまして、肝炎に関する専門的な医療機関は、今後、拠点病院の検討を行っていくものであります。それから、モデル事業につきましては、その成果を市町村のほうへ普及していくというような考え方でありますので、今年度モデル事業ということで実施する予定であります。

進藤委員

市町村のモデル事業というのはもう対象は決まっておりますか。今からでしょうか。

中田健康増進課総括課長補佐

予算の審議をいただいた後に、モデルとしてふさわしい市町村を選定して
いこうと考えております。

進藤委員

これはモデル事業ということですが、これを生かして普及啓発を図って、
できるだけ早期に皆さんが治療をして、患者数が減っていくようお願いい
たします。

中込委員

福の2ページの老人福祉対策費の中で認知症対策事業費がありますが、こ
の中で、認知症地域支援ネットワーク構築事業費ということで、市町村モデ
ル事業への助成とありますが、このモデル事業というのはどのような事業な
のか教えてください。

三枝長寿社会課長

まず、モデル地域を選定いたしまして、マンパワーとか、拠点とか、そう
いったものをネットワーク化していくためのモデル事業でございます。具体
的に申し上げますと、コーディネーターという方を配置いたしまして、その
方に、モデル地域でございます、例えば医療機関とか、地域包括支援センタ
ーとか、お医者さんとか、そういった方々と連携をする、ネットワークをつ
くるというものでございます。内容的にはそのコーディネーターの配置にか
かる経費と会議の開催費、それからモデル地域の中にどういった地域資源と
いうか、マンパワーとか、拠点があるかというものを最終的に地図に落としま
して、どこにどういう方がいてどういうものがあるというふうにやってい
くという中身でございます。

中込委員

わかりました。私、老人ホームの園長をやっておりましたけれども、在宅
重視ということで私が感じたことは、在宅で一番問題は認知症になられたと
きに、介護する側のお嫁さんとか息子さんたちに認知症に対するノウハウと
いうのがなくて一番混乱していること。在宅重視はいいですが、認知症にな
ったお年寄りを抱えたときに、すぐ施設に入れてくれというのが一般の現状
であります。でありますから、この事業に、今、長寿社会課長からお聞きし
ていい施策であるので、ぜひこれを進めていっていただきたいんですが、一
番重要なところは、介護する側に認知症に対する介護の能力がないという
ところだと思っております。県では、認知症に対する実践者の教育もして、ノ
ウハウを持った人間が施設にいるんです。施設にいるんですが、このノウ
ハウを持った人が施設内での認知症の対応で、地域に出ていっていない。在
宅重視と言いながら、一番困っているところに出ていけないところが私は一
番の問題だと思っております。2つの事業は、実践者を育成する県の事業、あ
るいはこの事業はすばらしいものですが、問題はそこを実効あるものにし
てもらえればと感じておりますので、その辺を認識していただきながら、実
践のノウハウを持った人が、例えば認知症を持ったご家族のところに出向
いて、そのノウハウを教えてあげて、在宅で認知症の方を見ていくという
のが一番理想かと思うんですが、私の経験では、現状は認知症になったら
すぐ施設へ入れてくれと、いろいろなところを探すんです。これでは在宅重
視にならないと思うので、この事業をぜひ実のあるものに推し進めていた
きたいと思っております。

小越委員

障害福祉の工賃倍増支援事業費です。最初に、現在、工賃は平均幾らぐ
らでしょうか。

- 山本障害福祉課長 全国平均では、月額1万5,000円程度ということですが、本県の場合ですと、授産施設約40施設の平均ですけれども、1万800円程度になります。
- 小越委員 この支援事業費、工賃倍増計画というのは、40施設すべての授産施設でつくるのか、それから作業所はどうするのでしょうか。
- 山本障害福祉課長 対象施設は40施設あるんですけれども、3年間の事業で、全部の施設を倍増させていくのか、平均的な金額で倍増させていくのかということも含めまして、検討委員会をつくりまして、その中で詳細について検討していくということになっております。
- 小越委員 そもそも工賃を倍増するねらい、この計画をつくるねらいというのはどこにあるのでしょうか。
- 山本障害福祉課長 昨年4月から障害者自立支援法が施行しておりますけれども、この法律の趣旨は、障害者が自立して地域の中で社会参加を積極的にしていくことを支援しようというものになっております。そういう意味で、働ける障害を持つ方の、できるだけ就労を支援していこうということで、自分で出来るだけ多くの収入を確保するということが1つの大きなポイントであるという考え方に基づいております。
- 小越委員 それはあくまでも、障害者の方の立場からの倍増計画ということですね。施設側がもうかる、もうからないという立場に立つと、下手をすると障害者を区別するとか、もうかるためには、この方はご遠慮いただくという計画になるかもしれないんです。そこが懸念されまして、経営アドバイザーの派遣というのはどのような方が、経営コンサルタントが来るのでしょうか。
- 山本障害福祉課長 基本的には、中小企業診断士とか、あるいは施設の経営の経験のある方、もしくは障害を持たれている障害者自身も対象に入れていろいろ検討していく予定でございます。
- 小越委員 障害年金だけでなく、働いた対価をいただくということは当然ですが、同時に、もうかるためには、いろんな仕事をさせる、それからもうかるためには、重度の方はやめていただくというようなことでは本末転倒になってしまうんです。中小企業診断士の方もいいんですけれども、現場の福祉労働者の立場からも、福祉の援護をする立場から、その会議の検討委員会の中のメンバーに入れていただいて、会社をもうけさせるという立場ではなく、障害者の皆さんが少しでも労働に見合った対価がいただけるようにしてほしい。労働者と同時に、要援護者でありますから、その立場からしないと、逆に会社をもうけさせるためということになってしまっただけは困るなということを1つお願いしておきたいと思います。よろしく申し上げます。
- 2点目に、14ページの医療費適正化計画策定事業費についてお伺いします。医療費適正化計画について少し具体的にご説明をお願いします。
- 福富医務課長 医療費適正化計画につきましては、医療費の適正化のための計画なわけですが、大きく2本柱がございまして、1つが生活習慣病の予防、もう一つが、平均在院日数の短縮という2つの大きな柱を掲げて、そのもとに適正化のための施策を、数字目標を掲げながらつくっていくという計画になっ

ております。

小越委員　　これは県ごとにつくるということで、医療費を抑制するというのが一番と思うんですけども、その中で、生活習慣病、健診にウエイトを置いて予防に力を入れるということだと思うのですが、それと同時に、その中で政策目標を県ごとに掲げて医療費を抑制しようという計画の中の1つかと思うのです。山梨県としての医療費適正化の政策目標は何かお考えでしょうか。

福富医務課長　　医療費適正化計画につきましては、健康増進計画ですとか、医療計画、その他の計画と整合性を図りながら進めていくことでありまして、計画を検討する中で、今後の目標等についても設定をしていきたいと考えております。したがって、現時点でどうかということにつきましては、今後検討していくことになると思います。

小越委員　　それで、いろんなものをつくる中で、協議会、懇談会、そういうものもつくってはどうかというのがあるんですけども、山梨県においてはこういう懇談会、審議会、協議会、そういうものをつくっていかれるのでしょうか。

福富医務課長　　例えば医療計画については、医療審議会等で検討されますので、それについては外部の審議会等で審議されるということになります。それと整合性を保った計画をつくるということで、基本的にはそれに即したことになると思いますが、現在では医療費適正化計画につきましては、庁内の検討部会を設けまして、その中で検討して策定していくという予定となっております。

小越委員　　ということは、審議会とか、外部の方の専門家や関係者の方の懇談会はつくらないということですか。

福富医務課長　　今申し上げた生活習慣病の予防ですとか、こういったものがございまして、今回の策定事業費の中に保険者との説明会とか、協議をする場を設けるための経費を盛り込んでございます。

小越委員　　医療費適正化計画は、5年後の医療費がどうなるか、5年後に見直しを行うことになっています。予想される5年後の推計値を算出して、それに5年後どうなっているかフィードバックをしながら、だんだん医療費を抑制するという方向になっていくことを県が進めていくのではないかと心配しているんですけども、介護保険と健診のところとリンクして、暗に医療費抑制だけを目指してやっていきますと、そういうこととの整合性がとれていけないと思うんです。全体の医療衛生部門も含めて、具体的な山梨県民の健康づくり政策を含めたものをつくっていただきたいと思っています。大体、これはいつごろ計画が発表されるのでしょうか。

福富医務課長　　年度内に策定して発表するという予定でおります。

小越委員　　わかりました。

進藤委員　　あと2つあるのですが、エイズのことについて伺いたいんですが、山梨県はエイズ患者が増えているということを知ったのですけれども、最近の状況はいかがでしょうか。

中田健康増進課総括課長補佐

本県のエイズの患者の状況でございますが、平成2年度から平成19年度までの患者感染者数の累計が117名であります。男性が57名、女性が60名で、20代の女性が全体の30%を占めているという状況であります。

進藤委員

そうすると、20代の若い女性が多いというのが本県の特徴だと聞いたのですが、そうでしょうか。

中田健康増進課総括課長補佐

一般的には、男性の方が多いという傾向にありますけれども、本県といたしまして、20代の女性が多いというのが特徴のようであります。

進藤委員

非常に若い女性に多いのが特徴ということで困ったなと思うのですが、本県として、それに対する対策をどのように立てていらっしゃいますか。

中田健康増進課総括課長補佐

現在もエイズにつきましては、普及啓発活動等を行っておりますけれども、今回の補正予算におきましては、これまで県内の9カ所のエイズ治療の拠点病院を中心に実施してまいりましたけれども、国の指針等によりまして、今後、中核拠点病院を選定し、この病院を中心に医療従事者向けの研修とか連絡協議会を開催することによりまして、県全体の診療レベルの向上、連携強化を図ることとしております。女性が多いということでございますけれども、教育機関とか、そういったところを通じて、引き続き普及啓発をしてまいりたいと考えております。

進藤委員

普及啓発ということで、教育機関を通してというお話がございましたが、その他の地域の団体の方々での活動というようなものとの連携はどうなっているのでしょうか。

中田健康増進課総括課長補佐

現在、保健所における匿名、無料の抗体検査、これは即日できるようにしておりますけれども、これらの活動、それから感染症の相談などを行っております。

進藤委員

無料検診というのは昨年からでしょうか。

中田健康増進課総括課長補佐

はい、そうです。

進藤委員

そういうことによって受診される方は増えていますか。

中田健康増進課総括課長補佐

保健所における検査におきましては、平成17年は569件ですが、即日検査を導入いたしました平成18年度から849件と増加しております。こうした即日検査の導入によりまして、検査を受ける機会が増え、検査をする者も増加しているものと考えております。

進藤委員

無料化になって検査を受ける人が増えたということはよいことだと思います。私も更生婦人会という団体にも入っており、三悪追放という会があり

まして、そこでもパンフレットを出して、それを見せていただいたこともあるんですが、皆さんまだまだ、そういうことに対して無知な方が多いし、若い方は特に無謀で無知な方がいます。ぜひとも中学校のころから、中・高校生における親子の指導というか、家庭も含めての指導という、啓発というようなことが非常に大事だと思いますが、どうかよろしくお願ひしたいと思いますが、その点につきましてどうお考えでしょうか。

中田健康増進課総括課長補佐

今日、受け承りましたので、今後検討させていただきたいと思います。

進藤委員

ありがとうございました。もう一つあります。

福の17ページのほうにございます「いのちのセーフティネット体制推進事業費」ということですが、自殺予防ということで、国でも自殺対策基本法というのが平成18年にできました。国のほうでもそういう対策を立てているようですけれども、山梨県の自殺者数の状態はどうなんでしょうか。

中田健康増進課総括課長補佐

厚生労働省の人口動態調査によりますと、平成18年の自殺者の数は、全国で2万9,887人であります。本県では248人であり、毎年多くの方が自殺で亡くなられております。

進藤委員

その原因というものはわかりになっていますか。

中田健康増進課総括課長補佐

平成18年に精神保健福祉センターを中心に調査をしたものがございまして、その中の原因でありますけれども、年齢的には、男性中高年、女性高齢の方に多い傾向があります。それから、配偶者がいない方、無職、中小企業に勤務する方の自殺が多いという調査の結果が出ております。

進藤委員

山梨県は意外に多いほうになるんだと思うんですが、予防対策はどのように立てていらっしゃるんですか。

中田健康増進課総括課長補佐

平成18年10月には自殺対策基本法が施行されまして、国を挙げて自殺対策を推進することとなりました。自殺と密接に関連すると言われておりますうつ病対策に加え、幅広い分野の連携による総合的な自殺対策が必要と考えております。今回、補正をお願いいたしました予算の中で、保健医療、職場などの関係機関、団体により、仮称であります、「いのちのセーフティネット連絡協議会」を設置いたしまして、本県の自殺の背景ですとか、要因の調査・分析、それからうつ病の早期発見など、早期支援のためのモデル事業とか、支援に携わる職員の研修を実施するための所要の予算を計上させていただいたところでございます。

進藤委員

ありがとうございます。新しい事業も計画されているようですので、是非、自殺予防に向けての事業推進をよろしくお願ひしたいと思います。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第93号 動産購入の件

質疑

小越委員 新型インフルエンザに備えるということで、反対するものではないんですけれども、幾つか懸念されることをお聞きしたいと思います。タミフルをめぐっては、今年の冬もインフルエンザの治療薬として投与された子供に異常行動があって、副作用が大きな問題になっています。基本的には未成年には投与しないということになっているんですけれども、新型インフルエンザに対するタミフルの効き目というか、副作用のことについても、医学的などころで見解がもしわかれば教えていただきたいんですけれども。

水谷衛生薬務課長 タミフルの効果につきましては、A型、B型のインフルエンザウイルスの増殖を抑えるということに効果的であるということが世界的に認められております。一方、先生がおっしゃいましたとおり、タミフルの副作用として異常行動が関係するのではないかというような意見も出されておまして、現在、国の専門家におきまして、その辺につきまして検証されているところでございます。今のところ、異常行動とタミフルがイコールするというものの内容についてはまだ見解は示されておられません。

小越委員 発生した場合に、多分医師とか、治療に当たる方には、予防として経口投与されるのではないかと考えているんです。患者さんにもそれを投与される場合は、今、タミフルは、いろんな異常行動がある場合もありますので、しっかりだれか見ていてくださいという注意書きがあるんですけれども、新型インフルエンザのときには、どのような留意事項というのをつくられているのでしょうか。

水谷衛生薬務課長 国のほうでガイドラインを出しておりますけれども大流行時における投与の方法ということについては特段定めがないと思います。ただ、その中で、新型インフルエンザは、現在、2,500万人の方がタミフルを服用するであろうと想定しております。また、最大で17万から64万人が死亡するのではないかと推定されております。そういったことから、新型インフルエンザのリスク、そしてタミフルのリスクをはかった上で、適切に投与されると考えております。

小越委員 これには医学的にいろんな見解があるかと思うのですが、今、タミフル以外に新型のワクチンを開発されることがあれば、そちらの方がタミフルよりも安全で効き目があるのであれば、そちらに切りかえていくという方針でしょうか。

水谷衛生薬務課長 現在も世界を挙げてワクチンの研究は進められておりますし、模擬的にワクチンをつくっているという話も聞いてはおりますけれども、最終的には、新型インフルエンザとウイルスが確定されないことには適切なワクチンは多分できないだろうと。新しいウイルスが完全に把握された中で新しいワクチンの製造に入ると考えると、実際にインフルエンザのウイルスが確定してから6カ月ぐらいは十分にかかる聞いております。

小越委員 早期にワクチン開発を急いでいただいて、タミフルよりも安全で効き目のあるものを早期につくっていただくのが一番だと思っています。そうしないと、新型インフルエンザのためのリスクか、それともタミフルの副作用のリスクかというときに、どちらも確定ができない中では、よりタミフルについては慎重にするべきであると言申し上げておきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願 19-3号 ウイルス性肝炎対策の推進を求めることについて

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

その他 ・本日の審査はこれまでとし、6月26日に福祉保健部関係の所管事項の審査を行うこととなった。

以 上

教育厚生委員長 鈴木 幹夫